

令和6年3月1日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県ボランティア活動推進基金審査会
会長 中島 智人

令和6年度実施分ボランティア活動補助金の対象事業の
決定について（答申）

令和5年10月27日付け県サ第1297号をもって諮問のあった標記について、別紙
のとおり答申します。

(別紙)

令和6年度実施分ボランティア活動補助金の対象事業の決定について

1 選考結果

(継続事業)

(単位：千円)

番号	申請者名	事業名	補助金額
1	特定非営利活動法人 不登校・発達支援ネットワーク Seeds APP	学習障害やその周辺の子どもたち のための「デジタル副教材（漢字 編）」の開発・普及	1, 439
2	特定非営利活動法人 仿（ろく）	木質バイオマスを活用した地域内 エコシステム構築事業	1, 500

(新規事業)

(単位：千円)

番号	申請者名	事業名	補助金額
3	神奈川オレンジネットワーク	政令市を含む神奈川県内の認知症 支援基盤の強化を図る事業	280
4	特定非営利活動法人 Fun Place 39	持続可能な障害者スポーツ活動の ための人材育成と理解促進事業	455

2 意見

(1) 継続事業

特定非営利活動法人 不登校・発達支援ネットワーク Seeds APP

学習障がいのある子どもたちの漢字学習の教材として、令和5年度に開発している「デジタル副教材」の普及を、令和6年度事業の1つとして進めていくこと、また、「学び方広場」の設置と活用によって、単に教材の提供にとどまらず、学習者自らの学習意欲や学習への参画意識を高める機会を作り、さらに教材開発の精度を上げることが期待できることを、審査会として高く評価しました。

また、開発された教材が無償で公開されることにより、この教材が一部の子どもや関係者に限定されず、広くオープンにされ活用されていくことや、学習者だけでなく、学習者を指導やサポートする教師や家族などへの普及も計画していることを、確認することができました。

開発したデジタル副教材を、広く存在する本当に必要としている子どもたちに、どのように確実に届けるのかが、普及のカギとなります。団体の教室を利用するなど、既に把握できている子どもたち以外にも教材が届くよう、単に情報を発信するだけでなく、子どもたちをつなぐ支援者や保護者、学校やフリースクール関係者の中で、この教材を使うことに共感してくれる人の開拓も必要に思えます。質疑応答を通じて、教材の活用は、子どもが一人で使う、教室内で支援者とともに使う、家庭で親の協力を受けて使うなど様々な場面があることが分かりました。活用場面を改めて整理した上で、それぞれに効果的な普及方法の検討も必要ではないでしょうか。

デジタル副教材を活用した感想の投稿や、学び方広場への投稿は、特定のSNS登録者などを想定するとのことですので、そのSNSへの登録をどう広く促進していくかも検討課題に思えます。広く学習障がいのある子どもなどに投稿を促す中で、投稿内容の独自性を慎重に見極め、採用や表彰を決定していくなど、学び方広場の効果的な運用が期待されます。

貴団体と既に関わりを有している子どもたちだけでなく、この教材を必要とする子どもたちや支援者、指導者と着実につながり、子どもたちがデジタル副教材の活用、学び方広場への投稿を通じ、自信を得て成長していくことを期待しております。

特定非営利活動法人 仝（ろく）

地域内で、森林や里山整備で発生した針葉樹・広葉樹を加工し、最終的に消費者に届けるという木質バイオマス事業のサプライチェーンの構築に向けた取組が着実になされており、その発想を実行に結び付けていることを、審査会として高く評価しました。

事業1（針葉樹を活用する事業）については、コロナ禍の影響もあり、当初の計画通りには進まなかったという面もあるかと思えます。事業1を前に進めるためにも、現状を受け入れるだけでなく、「健楽の湯」だけに依存しない方策も必要ではないでしょうか。

事業2（広葉樹を活用する事業）では、より組織的・計画的な販路拡大、営業活動

が求められます。広葉樹の薪販売は順調とのことですが、事業1と比較してより需要開拓の余地のある事業2のサプライチェーンの確立が、事業全体の将来的な成功を左右するのではないのでしょうか。

団体の思いや目標が高い位置にあることは認識していますが、その高い思いや目標を実現するためには、課題も散見されます。

まずは資金的な面です。事業計画書の中に「引き続き本補助金の援助をいただき、さらなるマンパワー確保を目指していきたい」という記載がありますが、これは有償ボランティアへの対価など、人件費的なものは補助金頼みとも読めます。そうならないためにも、補助金を受けることができる3年の中で、資金面を含め団体としてきちんとした自立の道筋を描き、見通しを持つ必要があります。

次に組織整備の面です。団体内の役割分担や、それぞれの活動の責任のあり方を明確にする必要があるように思います。質疑応答では、「発足時の自然発生的なままで、次の段階には至っていない」という旨の回答がありました。団体の活動開始から5年を迎えるにあたって組織を固めることで、活動が確固たるものになるでしょう。

この事業は、地域のエネルギーの地産地消、自然環境の整備、そして経済の循環にとって重要なものです。それを団体が目指す地域内エコシステムの構築に向けて、この先も担保するために、補助金を受けている残りの期間で、しっかりした仕組み作りが必要でしょう。

課題を整理し、事業が、また、団体としても前進することを期待します。

(2) 新規事業

神奈川オレンジネットワーク

本事業は認知症への理解促進と偏見解消を目的に、講演会や企業等への研修、支援活動の実践事例報告、認知症カフェ運営に関する情報発信・共有を行い、これらを通じて関係者の交流を促し、自治体を越えた関係者の連携や支援活動の地域間格差の解消を目指していくものであり、本年1月に施行された認知症基本法の取組にはずみをつける効果が期待できると高く評価いたしました。

認知症基本法の制定・施行により、認知症への理解促進を含む支援の充実はこれまで以上に求められている状況です。本事業により、県内の各地域で行われている認知症支援活動や認知症カフェに必要な情報提供がなされることで支援基盤が強化されるとともに、県内に市町村を超えたネットワークが構築され、それにより、認知症当事者やご家族等の支援者が安心して生活できる環境が、県域に格差なく整えられていくことを期待します。

しかしながら、申請書とプレゼンテーションからは提案された3つの事業を同時に行うことの意義や相互の関係が十分に理解できませんでした。実践事例報告の中にはカフェに関する活動も含まれるでしょうし、講演会やシンポジウムにも事例報告的な側面はあると考えます。

改めて3つの事業の位置づけや関係を確認し、効果的に事業を進められるようにしてください。

また、現状の申請書では3年間にわたり年々補助金額が上昇していく計画となっていますが、補助金終了後の継続や、現時点で既に会員数50人に達しているという会の状況も踏まえて、2年目以降の事業計画について収支予算を中心に見直しを図り、安定継続が可能な計画としていただくようお願いいたします。

特定非営利活動法人 Fun Place 39

障害の有無や障害の程度などに関わらず、どんな人でもスポーツを楽しむことができる社会を作るために、指導者養成やボランティア養成講座といった人材育成事業に着手することで、貴団体のみならず地域に広く支援者や理解者を増やしていこうとする取組を高く評価しました。

養成講座の実施にあたっては、貴団体の中にノウハウの蓄積があり、カリキュラムとしてすぐに活用できる体制が整っていることから、確実な実現を見込むことが可能と考えられます。

事前に提出された申請書や計画内容では、事業の受益性が広く一般に開かれたものであるかどうかや、他団体との連携の有無、認定制度の具体内容などについて、やや分かりづらい点がありました。しかしながらプレゼンテーション及び質疑応答において、口頭での説明をお聞きすることにより、書面段階での多くの疑問が解消されました。本人材育成事業への参加や協力を得るためには、対象者、指導員などを明確にし、具体的なカリキュラムなども整備しながら、分かりやすく伝わる形で幅広く広報をしていく必要があります。令和6年度の間接報告では、カリキュラムやテキストなどを分かりやすい形で成果物として実績を示せるようにしてください。

また、普及啓発を進めるうえで、理解者のすそ野の拡大はより重要になります。審査会のプレゼン・質疑応答でお聞かせいただいた、貴団体の皆さんがこれまで抱いてこられた強い思いを、ぜひ言葉や文字で広く伝える工夫をお願いしたいと思います。

この事業で整備される指導員の法人認定制度により、障害者スポーツに関わることや、そのあり方について社会的な認知度が上がり、障害のある人が、その障害の程度に関わらずスポーツをする機会を得られる社会に近づくことを期待します。